

スマートメンテナンスサービス取扱店規約

スマートメンテナンスサービスは、この「取扱店規約」に同意のうえご利用いただけます。

第1条（目的）

この規約は、Solvvy株式会社（以下、「弊社」といいます。）のサービスを利用する事業者とスマートメンテナンス事務局を運営する弊社との間で、事業者が蓄電システムを販売・施工した顧客（以下、「お客様」といいます。）に対して太陽光発電システム機器（以下、「対象機器」という。）のメンテナンスサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供することに關する契約の細目を定めるものです。

2. 事業者と弊社との契約関係は、事業者がこの規約の内容を承認し、弊社に登録を申し込み、弊社がこれを承認した時点で成立するものとします（以下、これにより成立する契約を「本契約」といいます。）。

第2条（適用範囲）

本契約は、本サービスの提供に関する基本条件等の必要な事項を定めるものであり、サービス期間、対象機器、修理の方法など、お客様毎の個別の契約条件（以下、「個別契約」といいます。）は、次の各号に定める約款等によることとします。

(1) 弊社の定める「スマートメンテナンスサービス約款」

(2) 弊社所定の様式による書面（以下、「加入証」といい、本サービスに付帯する損害保険に関する書面を含みます。）

第3条（本サービスの加入料）

本サービスの加入料（以下、「加入料」といいます。）は、弊社が別途定める金額とします。

2. 前条の個別契約は、弊社所定の支払期日までに、事業者またはお客様より弊社に対して加入料の全額が支払われたときに成立するものとします。

第4条（本サービスにおける業務分担）

事業者がお客様に対して本サービスを提供する場合、事業者と弊社との業務の分担および業務実施の可否については、次の各号の通りとします。

(1) 次に定める業務は、本サービスの事務局として弊社が行うものとします。

① 加入料収納、加入証発行、サービスに関するシステム運用などの事務局業務

② 本サービスに付帯する損害保険契約の締結と維持管理、保険金請求に関する業務

③ お客様が申し出た対象機器の故障・不具合に関する受付コールセンター業務

④ 対象機器の故障・不具合に対する修理費用の査定

(2) 次に定める業務は、事業者が行うものとします。

① お客様に対する本サービスの説明

② 弊社所定の申込み方法による個別契約の申込み

③ お客様が申し出て、弊社が依頼した対象機器の故障・不具合に対する修理および交換

(3) 次に定める業務は、事業者と弊社が協議のうえ実施者を取り決めるものとします。

① 対象機器の交換時に必要な同等品の調達および施工

② 対象機器の故障・不具合のうち、本サービス対象外となる有償修理（一部有償の修理を含みます。以下、同様とします。）の手配および施工

③ その他本条に記載のない業務であって、本サービスの提供にあたり必要となる業務

第5条（修理方法）

事業者は、対象機器の修理交換にあたって、本サービスに付帯する損害保険を利用する場合、別表「スマートメンテナンス標準修理単価表（税込）」に基づき修理見積を作成し、弊社に対し弊社所定の書面にて事前申請を行うものとします。

2. 弊社は、前項の事前申請を受け付けた後、修理方法および修理費用の妥当性等につき精査のうえ、引受保険会社による支払保険金の認定額を取得し、事業者へ通知します。

3. 前項の支払保険金の認定額が確定する前に事業者が修理を実施した場合、弊社が別表「スマートメンテナンス標準修理単価表（税込）」に基づき算出した金額で精算を行うことについて、事業者はあらかじめ同意するものとします。

第6条（再委託）

事業者は、弊社が第4条第1号に定める業務および同条第3号において実施者を弊社として取り決めた業務の全部または一部を再委託会社に再委託することについて、あらかじめ承諾するものとします。

第7条（損害賠償）

事業者および弊社は、故意または過失により本契約に定める義務を履行せず、本契約に定める業務に関して相手方に損害を与えた場合は、速やかに、発生した損害を相手方に賠償する義務を負います。

第8条（秘密保持）

事業者および弊社は、本契約の締結または履行に関して知り得た相手方の業務上または技術上その他の情報を、秘密として保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならないものとします。

第9条（権利譲渡等の禁止）

事業者および弊社は、相手方の書面による事前の承諾を得ずに、本契約およびこれに付随する契約上の一切の権利および義務を第三者に譲渡もしくは引き受けさせまたは担保に供してはならないものとします。

第10条（反社会的勢力の排除）

事業者および弊社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと

(2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。以下、同様とします。）が反社会的勢力ではないこと

(3) 自らまたは自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと

(5) 自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

ウ その他前各号に準ずる行為

2. 事業者または弊社の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができます。

(1) 前項(1)ないし(3)の確約に反した場合

(2) 前項(4)の確約に反し本契約をしたことが判明した場合

(3) 前項(5)の確約に反した行為をした場合

3. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求をすることができないものとします。

4. 相手方が第2項各号に該当することにより損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

第11条（有効期間）

本契約の有効期間は、弊社が事業者の登録を承認した日から1年間とします。ただし、事業者および弊社のいずれからも期間満了日の1か月前までに書面による契約を更新しない旨の申し出がないときは、本契約はさらに1年間更新されるものとし、以後同様とします。

第12条（解除）

事業者または弊社の一方について、次の各号の一つに該当するときは、その相手方は何らの催告なしに直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができます。

(1) 自己振出の手形または小切手が不渡り処分を受ける等の支払停止状態となったとき

(2) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または租税滞納処分を受けたとき

(3) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき

(4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

(5) その他財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

(6) 本契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なお、その期間内に履行しないとき

(7) その他前各号に準ずる本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

第13条（業務の継続）

弊社は、個別契約に定める本サービスのサービス期間中は、本契約終了後であっても、第4条第1号に定める業務および同条第3号において実施者を弊社として取り決めた業務を継続することとします。

第14条（準拠法）

本契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第15条（合意管轄）

この規約および本契約に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（協議）

この規約に定めのない事項またはこの規約の内容について疑義が生じた場合には、法令の規定および慣習に従うほか、事業者および弊社は、信義誠実の原則に従って速やかに協議のうえ、これを解決するものとします。

第17条（規約の変更）

弊社は、事前に予告することなくこの規約の変更をすることがあります。本規約の変更後に事業者が本サービスを利用した場合、変更後の規約が適用されることとします。

以上